

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,118,046	170,618	6,989	4,089,029	5,214,064	170,618
社	債	1,530,877	233,060	—	484,236	2,015,113	233,060
預貯金	銀 行 預 金	11,227,378	1,691,991	117,430	1,204,735	12,549,543	1,691,991
	銀行以外の金融機関の預金	6,353,239	960,779	245,963	3,167,025	9,766,227	960,779
	その他勤務先預金等の利子	1,423,525	215,435	1,311	338	1,425,174	215,435
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		48,218	7,375	1,776	447	50,441	7,375
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		188,130	28,812	5	2,053	190,188	28,812
小 計		21,889,412	3,308,070	373,475	8,947,863	31,210,749	3,308,070
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		1,035,245	158,548	—	185,059	1,220,305	158,548
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		169,646	25,981	—	—	169,646	25,981
割 引 債 の 償 還 差 益		—	—	—	—	—	—
計		23,094,304	3,492,599	373,475	9,132,922	32,600,699	3,492,599

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	千円 82,128,493	千円 16,770,638	千円 4,204,457	千円 10,379,867	千円 741,849	千円 96,712,818	千円 17,512,487
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	—	—	506,233	2,141,212	153,032	2,647,446	153,032
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	52,501,365	3,748,784	52,501,365	3,748,784
計	82,128,493	16,770,638	4,710,691	65,022,445	4,643,666	151,861,629	21,414,304

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	78,457,205	5,593,742

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,312,336,171	40,246,837	5,742,346,347	189,802,962	7,054,682,519	230,049,799
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	1,731,910	46,173	50,499,202	779,643	52,231,113	825,816
	計	1,314,068,081	40,293,010	5,792,845,550	190,582,605	7,106,913,631	230,875,615
退 職 所 得		104,885,948	1,537,848	121,089,335	3,819,287	225,975,283	5,357,135
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	22,333	—	22,333

調査対象等： 給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 9,371,146	千円 1,024,118
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	51,445,012	5,723,868
	診療報酬	21,479	1,849
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	25,092,738	1,575,884
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	842,188	124,308
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	9,601,598	533,900
	契約金・賞金	596,025	57,824
	小 計	96,970,186	9,041,751
法 第 203 条 の 2 該 当 （ 公 的 年 金 等 ）		3,056,376	130,332
法 第 207 条 該 当 （ 生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金 ）		85,148,968	488,239
法 第 174 条 該 当 （ 馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等 ）		—	—
計		185,175,530	9,660,321
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	11,163

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	10,575	1,551
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	532,421	32,658
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	86,804	17,543
給 与 ・ 賞 与 等	576,877	85,332
退 職 所 得	27,836	5,086
役 務 の 報 酬	5,301	538
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	415,812	48,253
著作権の使用料又はその譲渡による対価	63,039	6,311
貸 付 金 の 利 子	535,126	53,826
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	213,428	37,621
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	326,885	37,944
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	333,571	57,633
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	3,127,675	384,296

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。